

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

12月総会議事録

期 日 令和2年12月10日(木)

場 所 コミュニティセンター
多目的ホール

令和2年12月10日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター多目的ホールに招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(10人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光	3番	中村 明
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
		8番	藤川 航	9番	原 健治
10番	原口 友博			12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(2人)

5番	星野 宗広
7番	政時 修
11番	中島 隆

農地利用最適化推進委員

有吉 佳延	千住 幹雄
金子 進	
北永 一弘	

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第3番 中村 委員 第4番 松江 委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

事務 局長 定刻となりましたので農業委員会12月総会を始めたいと思います。
議案についてですが、できるだけ時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えるので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いします。またそれでは、田所会長より挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、10名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは3番委員の中村委員さんと4番委員の松江委員さんよろしくをお願いいたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、添田町大字添田●●番地、氏名、●●、年齢67歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従1人、自作地、34,103㎡、小作地、0㎡、計34,103㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、年齢52歳、家族構成、人員1人、農主0人、農従1人、自作地、11,521㎡、小作地、0㎡、計11,521㎡、農機具の状況は一式です。土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積1,765㎡です。通作時間は、住居地から車で10分で、申請理由は売買であります。

12月4日に●●委員と●●委員にいただきました。今年の8月に申請があり不許可になった件でございます。以前は川崎町で購入した農地が耕作及び管理活動ができていないにもかかわらず再度購入は控えるべきということで不許可になりました。前回の耕作及び管理活動ができていなかった農地も含め現地確認場所等につきましては、推進委員より補足説明があると思います。2ページの位置図と3ページの航空写真で確認をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をしました●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局と重藤委員と現地確認を行いました。前回耕作及び管理活動ができていなかった農地については全筆麦を作付けしておりました。そのため、今回は問題ないと考えます。以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び農業委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

議 長

ないようですのでお諮りいたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請については原案のとおり承認といたします。

- 議長 それでは議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを事務局は説明をお願いします。
- 事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。4ページをお開きください。朗読いたします。
申請人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、畑、地積 346 m²、他1筆で合計 366 m²です。申請理由は貸駐車場及び貸駐輪場であります。こちらは安宅の●●の●●による申請でございます。この土地の持ち主が住職の個人名義となるわけですが、ご自身の名義のまま、転用して、法人である●●と賃借契約を結ぶということです。もともと町の道路工事に伴い、申請人の農地が分筆され、町が購入した部分が道路となり、その残地が今回の申請地であるようです。記載のとおり、貸駐車場、貸駐輪場とするとのこと。5ページに位置図、6ページに航空写真、7ページに計画平面図を添付しております。現地確認は12月4日に●●委員と●●委員と事務局で現地確認をしました。
- 議長 ありがとうございました。それでは現地確認をした●●委員は補足説明をお願いします。
- 委員 現地の工事を少し進めていまして、更地になっておりましたが、場所等については問題はないと考えます。
- 事務局 補足説明ですが、現地の工事を行っている途中で、他の住民により違反だということ指摘され気づいたとのこと。現地の工事は現在ストップしていただいています。
- 議長 ただいまの事務局の説明と推進委員の補足説明に質疑及び意見のある方は挙手願います。

議 長

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第 2 号農地法第 4 条 1 項の規定による許可申請について原案のとおり承認とし、やむを得ないという意見を付して県に進達いたします。

議長 それでは議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、会議規則第15条の規定により、当事者は議事に参与することは出来ません。●●委員の一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

それでは番号1から3まで内容は同様ですので一括議題とさせていただきますがよろしいですか。

委員 各位 異議なし

議長 異議なしと認めます。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。8ページをお開きください。朗読いたします。
譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●です。他2人分の申請です。譲渡人住所、川崎町大字田原●●番地の、氏名、●●、土地の所在は、川崎町大字田原●●番、地目、田、地積1,825㎡です。申請理由は賃借で申請目的は、一般住宅及び共同駐車場ということであります。
今回は5条による賃借権の設定であります。●●委員の名義のまま賃借人と賃借契約をするという形になります。位置図か航空写真を見ながら説明を聞いていただきたいのですが、池の右側に炭鉱社宅の長屋がございまして、今回鉱害認定が出たということで、申請地に家を建てるという計画です。現段階では申請のあっている3件が申請地に家を建てる計画のようです。11ページの計画平面図で、図面で言う申請地の左側3件です。他2件も右側に建築する予定とのことですので。すべてそろっての申請の方が良いと指導しましたが、来年度の1月頃には申請分の3件について着工に入りたいということでした。他2件は鉱害認定を受けているとのことなので認定書の写しを提出していただいております。12月7日に北永委員と中島委員とで現地確認を行いました。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした●●委員は補足説明をお願いします。

●● 委員 場所は大豊の池の目の前になります。見に行ったときにはすでに仮設住宅が建っておりました。以上です。

議 長 　　ただいま事務局の説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 　　他ございませんか。ないようですのでお諮りしたいと思います。
議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

賛成多数ですので議案第 3 号農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請については原案のとおり承認とし、やむを得ないという意見を付して県に進達いたします。

（●●委員着席）

議 長 それでは報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について事務局は説明をお願いします。

事 務 局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について説明します。19ページをお開きください。朗読いたします。

賃貸人住所、田川市西本町●●番地、氏名、●●、賃借人住所、田川市大字弓削田●●番地、氏名、●●(●●)、土地の所在、川崎町大字池尻●●番、地目、田、地積、558㎡他5筆で合計9,398㎡、契約期間が平成30年11月20日～令和3年11月19日の3年間で、権利の種類は農業経営基盤強化促進法による賃借権、申請理由は賃借人死亡のためということです。13ページに位置図、14ページに航空写真を添付しております。

議 長 それではただいまの事務局の説明について意見等ございませんか。ないようですので報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について終わります。

議 長 その他に入ります。
 何かありますか。

事 務 局 (農業新聞及び農業者年金の推進依頼)
 (活動記録簿の提出依頼)
 (意向調査の依頼)
 (委員報酬について)
 (源泉徴収について)
 (農業委員研修について)

●● 委員 (農業共済組合の制度変更について)

議 長 他ございませんか。

議 長 次回の総会は、1月8日(金)13時30からを予定しております。
以上をもちまして、川崎町農業委員会12月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会 14時15分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

3番委員 _____

4番委員 _____

議 長 _____